

特定健康診査等受診率向上事業業務委託 指名型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、「特定健康診査等受診率向上事業業務委託（以下、本事業 という。）」の受託候補者について、指名型プロポーザル方式によって能力を総合的に評価し、選定する際の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名称

特定健康診査等受診率向上事業業務

(2) 業務目的

本事業は、特定健康診査未受診者・特定保健指導未利用者への受診・利用勧奨や健康教育等の保健事業を一体化した事業として進めていくことにより、さらなる受診率及び利用率の向上、生活習慣病予防への意識啓発を図り、茅ヶ崎市（以下、本市という。）国民健康保険被保険者の健康の保持・増進と医療費適正化に資することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

令和7年度の単年度契約とするが、事業の遂行状況が良好と認められ、予算が成立した場合に限り、2回を上限として、契約の更新を行うことができるものとする。ただし、2回目以降の契約については、事業内容や数量の一部が変更となる可能性がある（詳細は受注者と協議の上、決定する）。

(5) 委託上限額

委託上限額は、6,270,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。また、後述する参考見積書を提出する際は、上記の委託上限額を超えてはならない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本市競争入札参加資格者名簿に登録があること。
- (2) 本プロポーザルに係る指名通知を本市から受けていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない（再生手続開始の決定を受けた者を除く）こと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない（更生手続開始の決定を受けた者を除く）こと。
- (6) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第2号から第5号までに該当しないこと。

- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しないこと。
- (8) 納付すべき国税及び地方税に滞納がないこと。
- (9) プライバシーマーク認証または情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）「ISO/IEC27001」を取得しており、個人情報厳正に管理されること。

4 日程

本プロポーザルに係る日程は次のとおり。

| 手続き内容 | 期日等 |
|--------------------|-------------------------------|
| (1) 指名通知・実施要領等の公表 | 令和7年1月10日(金)まで |
| (2) 質問書の提出 | 令和7年1月10日(金)～令和7年1月20日(月)午後5時 |
| (3) 質問書に対する回答 | 令和7年1月24日(金)まで |
| (4) 企画提案書・参考見積書の提出 | 令和7年1月24日(金)～令和7年2月7日(金)午後5時 |
| (5) 書類審査の実施 | 令和7年3月上旬～中旬(予定) |
| (6) 審査結果の通知・公表 | 令和7年3月中旬～下旬(予定) |
| (7) 契約締結 | 令和7年4月下旬(予定) |

5 指名通知・実施要領等の公表

令和7年1月10日(金)までに指名通知（電子メールを予定）及び、本市ホームページでの実施要領等の公表を行う。実施要領及び必要書類は、本市ホームページから取得すること。

6 実施要領に対する質疑応答

(1) 質疑の受付

- ア 提出期限 令和7年1月10日(金)から令和7年1月20日(月)午後5時まで
- イ 提出資料 任意様式
- ウ 提出方法 電子メールに添付の上、提出すること。件名は「特定健康診査等受診率向上事業業務委託指名型プロポーザル質問（事業者名）」とすること。
- エ 提出先 hokennenkin@city.chigasaki.kanagawa.jp（茅ヶ崎市福祉部保険年金課）
- オ 留意事項 審査・評価に関わる質問（参加事業者数、参加事業者名、評価委員等）は、一切受け付けない。また、電子メール以外での質問には対応しない。

(2) 回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和7年1月24日(金)までに本市ホームページに掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。また、事業者から質問がなかった場合も、本市ホームページ上でその旨を掲載する。

7 企画提案書・参考見積書の提出

- (1) 提出期限 令和7年1月24日(金)から令和7年2月7日(金)午後5時まで
- (2) 提出方法 郵送または直接持参

※A4サイズが折らずに入る角2封筒等を使用すること。郵送時は、簡易書留等の配達記録が残る方法とし、封筒表に「提案書在中」と朱書きすること。

(3) 提出先 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市福祉部保険年金課給付担当

(4) 提出書類 ア 企画提案書【任意様式】 正本1部、副本5部

※企画提案書の表紙は【様式1（正本用）（副本用）】を使用すること。

イ 参考見積書【様式2（正本用）（副本用）】 正本1部、副本5部

(5) 企画提案書作成の留意点

ア A4版（カラー印刷可）、両面印刷（縦横自由）で作成し、ホチキス等で左綴じすること。

イ 表紙を除いて20頁以内（10枚以内）で作成し、ページ番号を付すこと。

ウ 文字サイズは図表を除いて、原則10ポイント以上とすること。

エ 提案の全体構造は審査における評価項目を考慮したものとする。

オ 専門的な用語等については、必要に応じて具体的な説明を加える等配慮すること。

カ その他本提案において、アピールしたいポイントや要点等が分かるように記述すること。

キ 過去に作成、あるいは今回案として作成した勸奨通知やリーフレット等がある場合は、記載してもよい。ただし、A4判に記載可能な範囲とすること。

(6) その他留意点

ア 正本には代表者印を押印すること。

イ 副本は審査に使用するため、参加申込者を特定することができる内容（具体的な会社名やサービス名、会社名を特定できるロゴ等）を記載しないこと。

ウ 本プロポーザルを辞退する事業者は、辞退届1部（任意の様式で構わない）を上記の提出期限までに提出すること。

8 企画提案に係る審査

(1) 選考方法

提出された企画提案書等について、本プロポーザルに係る特定健康診査等受診率向上事業業務委託企画提案者選考会議（以下、選考会議という。）での書類審査を行う（令和7年3月上旬から中旬を予定）。その結果、評価点の合計が最も高い者を受注候補者として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約の交渉を行う。

(2) 審査に係る評価項目及び配点

審査に係る評価項目及び配点は次の表のとおりとする。

| 区分 | 評価項目 | 評価内容 | 配点 |
|--------------|--------|---|----|
| 企業の体制 や実績 | 運営体制 | ・業務を行うための人員の確保や配置等が適しているか。 ・再委託が発生する場合は委託業務内容等が明らかか。 | 5点 |
| | 個人情報管理 | ・個人情報の管理体制が適切か。 ・個人情報を含むデータの受け渡しはどのような方法で行うか。 | 5点 |

| | | | |
|-----------|-------------------|--|------|
| | 危機管理 | ・ 事故発生時の対応方法が適切であるか | 5点 |
| | 業務実績 | ・ 地方公共団体での類似業務の受注実績があり、適正に実施しているか。 | 5点 |
| 各業務における工夫 | 特定健康診査結果説明用リーフレット | ・ リーフレットを見た対象者の行動変容に繋がるような工夫が施されているか。 | 10点 |
| | 特定健康診査未受診者勧奨はがき | ・ はがきを見た対象者が特定健康診査を受診したくなるような工夫が施されているか。 | 10点 |
| | 特定健康診査電話勧奨 | ・ 対象者の特徴に沿った電話内容や、架電の日時等の工夫が施されているか。 | 10点 |
| | 特定保健指導電話勧奨 | ・ 対象者の特徴に沿った電話内容等の工夫が施されているか。 | 10点 |
| | 特定健康診査結果説明会 | ・ 参加者の満足度向上に繋がるような内容の工夫が施されているか。 | 10点 |
| その他 | 全体スケジュール | ・ 各業務を無理なく実現可能なスケジュール（工程）を提案しているか。 | 10点 |
| | 業務報告書 | ・ 特定健康診査及び特定保健指導電話勧奨、特定健康診査結果説明会の報告書における報告内容や勧奨効果の評価方法等は適切か。 ・ 翌年度の業務に寄与するものであるか。 | 10点 |
| | 費用対効果 | ・ 見積もり価格の設定は業務内容に対して妥当であるか。 ・ 費用内訳が特定の項目に偏っていないか。 | 10点 |
| 合計 | | | 100点 |

(3) その他

- ア 企画提案書での企画提案内容の評価は、選考会議の委員が個別に行うものとする。
- イ 評価点の合計が同点の場合は、見積金額が低い提案業者を受注候補者とする。
- ウ 受注候補者が万が一辞退した場合は、次点の提案者を受注候補者とする。
- エ プレゼンテーションによる審査は実施しない。

9 審査結果の通知・公表

審査結果について、全ての提案者に通知の上、本市ホームページで公表する（令和7年3月中旬から下旬を予定）。その際に公表する項目は、各参加事業者の採択結果（合計点数）及び、受注候補者となった参加事業者名とする。

10 失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とするものとする。

- (1) 提出資料が本要領の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出資料が本要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記述されている場合

- (4) その他本要領に違反すると認められた場合
- (5) 選考会議の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (6) 評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

1 1 契約締結

審査結果の通知・公表後、受注候補者と契約内容に係る協議を行い、令和7年4月以降に随意契約を行うものとする（令和7年4月下旬を予定）。なお、契約締結後、結果をかながわ電子入札共同システムで公表する。その際に公表する項目は、各参加事業者の採択結果（各参加事業者、各評価項目、各委員の点数を含む）、契約事業者名等とする。

1 2 その他

- (1) 本プロポーザルにおける書類作成及び提出に係る費用は、参加者が負担するものとする。
- (2) 提出期限以降における提出資料の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- (3) 提出された企画提案書等の全ての書類については、返却しないこととする。また、提出書類は本プロポーザル以外の目的には使用しないものとする。
- (4) 受注候補者と特定されたことをもって契約の締結が確定するわけではなく、仕様の協議を行い、訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と契約の取り交わしをもって契約成立とする。
- (5) 参加事業者が1者であっても評価を行い、受注候補者として適当でないと認められる場合には受注候補者を特定しないことがある。
- (6) 本プロポーザルにおいて提出された企画提案書等に対する情報公開請求があった場合は、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年条例第2号）に基づき処理する。
- (7) 受注候補者との契約内容に係る協議が整わず、契約の見込みがない場合は、次点の提案者と契約に向けた協議を行う。
- (8) 本プロポーザルは令和7年度契約に向けた準備行為であり、契約の締結については、令和7年度予算成立後、成立した予算の範囲内で行う。

1 3 事務局

(1) 事務の受付及び実施

ア 本プロポーザルに係る全ての事務及び受付は事務局で行う。

イ 受付時間等は土日祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

ウ 本プロポーザルに関する事前説明会等は行わない。

(2) 事務局

担当課 茅ヶ崎市福祉部保険年金課

事務担当 給付担当 瀬沼、松田、小泉

住所 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-81-7155（直通）

電子メール hokennenkin@city.chigasaki.kanagawa.jp

以上